平成２７年（フ）第２２６号
岡山県倉敷市亀島２丁目14番38号　ボナール竹内Ａ202号室、住民票上の住所岡山県倉敷市亀島２丁目14番38号
債務者　岩本　直樹
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第４０６号
相模原市中央区清新５丁目13番23号シャルム201号室、住民票上の住所相模原市中央区矢部１丁目11番16―806号
債務者　羽鳥　良美
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４１２号
相模原市中央区下九沢745番地２　県公社団地15―1531
債務者　坪山　仁之
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４１５号
相模原市中央区上溝349番地10　シャトルシミズＡ―101号
債務者　八木明日香
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４２１号
相模原市緑区橋本５丁目22番５―407号
債務者　小泉　　浩
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６７号
福岡県行橋市大字道場寺1643番地12　杉村義美方
債務者　ココロジカこと　杉村　一彦
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１２８５号
埼玉県川口市弥平４丁目６番12号
債務者　篠塚　充宏
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８６号
埼玉県川口市弥平４丁目６番12号
債務者　篠塚　早月
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９４号
埼玉県越谷市花田４丁目10番地５　第５新戸コーポ105
債務者　宇野ロールデスこと　ウノ　ロールデス　デ　グスマン
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１９号
愛知県西尾市道光寺町東縄70番地３　リヴェール西尾口302号室
債務者　加藤　謙一
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２６号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字欠間94番地（Ｂ―103）
債務者　仲里　剛志
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
愛知県安城市里町三郎14番地１　サンシャイン里204
債務者　松野　　透
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
大阪府泉南郡熊取町紺屋２丁目12番３号104、前住所大阪府泉南郡田尻町吉見606番地14―102号
債務者　奥　　勝利
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５５４号
大阪府泉佐野市上瓦屋903番地第２亀井マンション103、前住所大阪府泉南市岡田７丁目1664番地の42
債務者　大橋　静香
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５７８号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地20―７―101号
債務者　植田　惠子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８８５号
札幌市東区北32条東６丁目２番10号　エクセル32Ａ302号
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９１４号
札幌市中央区南２条東６丁目２番地１　ギャラリーハイツ南２条Ｂ―807号
債務者　関本　玲子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部